

学生寮における処置

処置は行為の内容、過去の処置、指導履歴、その他配慮すべき事由などを総合的に判断した上で決定します。主な違反行為の処置の基準は以下のとおりとなります。

	違反行為	処置の区分				
		注意	主事 注意	停寮	退寮 勧告	退寮
違法行為・ 学則違反	窃盗（寮外も含む）		○	○	○	○
	寮内での暴力行為		○	○	○	○
	寮内でのいじめ行為		○	○	○	○
	喫煙・飲酒（20歳未満）			○	○	○
	器物破損（正常使用でない場合の備品の故障を含む。）	○	○	○	○	○
	その他違法行為・学則違反	○	○	○	○	○
寮規則違反	異性連れ込み					○
	部外者連れ込み		○	○	○	○
	点呼時不在	○	○	○	○	○
	喫煙・飲酒（20歳以上）		○	○	○	○
	持ち込み禁止物品 （許可制無届け物品） 自転車・バイク※など	○	○	○	○	○
	持ち込み禁止物品 四輪・酒・煙草など （禁止となっているもの）		○	○	○	○
	寮生活のしおり内の寮生心得、順守事項の規則違反等	○	○	○	○	○

（注意）

- ・※持ち込み禁止物品（許可制無届け物品）について、詫間キャンパスでは、バイクは許可していない（禁止となっているものと同等扱い）。
- ・複数の違反行為にまたがる複合的な違反の場合、寮務小委員会で検討する。
- ・停寮の日数については、寮務小委員会にて審議する。
- ・停寮処置については、自宅の所在地等の事情は酌量しない。
- ・段階的な処置内容については、入寮時からの累積違反回数で決定する。
- ・重大ないじめ行為などは、学内のいじめ対策委員会の判断認定をもとに、寮務小委員会で処置案をまとめ寮務委員会にて審議する。
- ・判断が明確でないものについては、寮務小委員会で処置案をまとめ寮務委員会にて審議する。